

宮城海区漁場計画
共同漁業権

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域（経緯度数値は世界測地系による） | 条件 | 個別漁業権又は 団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は 継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|---------------|--|----|--------------------|---------|--------------|----------------------------|
| 共第101号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 あずまにしき漁業（方言あかざらがい） いがい漁業（方言しうりがい） ほたてがい漁業 かき漁業 こしだかがんから漁業（方言つぶ） うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業（方言えさむし） のり漁業（方言いわのり） わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業（方言かじめ） いぎす漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 気仙沼市 唐桑町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、 ソ、タを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域 ア 緯度38° 58.24′、経度141° 37.89′ の点 イ 緯度38° 58.31′、経度141° 39.11′ の点 ウ 緯度38° 56.63′、経度141° 40.10′ の点 エ 緯度38° 55.74′、経度141° 40.59′ の点 オ 緯度38° 51.48′、経度141° 41.29′ の点 カ 緯度38° 50.83′、経度141° 40.95′ の点 キ 緯度38° 51.07′、経度141° 39.25′ の点 ク 緯度38° 51.77′、経度141° 38.86′ の点 ケ 緯度38° 52.61′、経度141° 38.30′ の点 コ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 サ 緯度38° 53.23′、経度141° 37.39′ の点 シ 緯度38° 53.15′、経度141° 37.19′ の点 ス 緯度38° 52.93′、経度141° 37.08′ の点 セ 緯度38° 52.83′、経度141° 36.95′ の点 ソ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 タ 緯度38° 52.88′、経度141° 36.77′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市唐桑町 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|--------------|---|----|----------------|---------------------------------------|----------|----------------------------|
| 共第102号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いかい漁業(方言しうりがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) かき漁業 ほたてがい漁業 もすそがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 つのまた漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 気仙沼市 大島地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.69′、経度141° 36.06′ の点 イ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 ウ 緯度38° 52.83′、経度141° 36.95′ の点 エ 緯度38° 52.93′、経度141° 37.08′ の点 オ 緯度38° 53.15′、経度141° 37.19′ の点 カ 緯度38° 53.23′、経度141° 37.39′ の点 キ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 ク 緯度38° 52.61′、経度141° 38.30′ の点 ケ 緯度38° 51.77′、経度141° 38.86′ の点 コ 緯度38° 51.07′、経度141° 39.25′ の点 サ 緯度38° 50.11′、経度141° 39.25′ の点 シ 緯度38° 49.13′、経度141° 38.04′ の点 ス 緯度38° 49.07′、経度141° 37.31′ の点 セ 緯度38° 50.04′、経度141° 36.54′ の点 ソ 緯度38° 51.85′、経度141° 35.77′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市大島 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第103号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) うちむらさき漁業(方言よめがい) ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 気仙沼市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.88′、経度141° 36.77′ の点 イ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 ウ 緯度38° 52.69′、経度141° 36.06′ の点 エ 緯度38° 52.71′、経度141° 35.91′ の点 オ 緯度38° 52.98′、経度141° 35.75′ の点 カ 緯度38° 53.25′、経度141° 35.71′ の点 キ 緯度38° 53.46′、経度141° 35.63′ の点 ク 緯度38° 53.46′、経度141° 35.61′ の点 ケ 緯度38° 53.54′、経度141° 35.57′ の点 コ 緯度38° 53.58′、経度141° 35.47′ の点 サ 緯度38° 53.60′、経度141° 35.30′ の点 シ 緯度38° 53.69′、経度141° 35.29′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|--------|--|----|----------------|---------------------------------------|----------|----------------------------|
| 共第104号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 なまこ漁業 たこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 まつも漁業 ふのり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 気仙沼市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 54.55′、経度141° 35.21′ の点 イ 緯度38° 54.55′、経度141° 35.08′ の点 ウ 緯度38° 54.21′、経度141° 35.03′ の点 エ 緯度38° 53.92′、経度141° 35.11′ の点 オ 緯度38° 53.69′、経度141° 35.28′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦 | 新規 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第105号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 気仙沼市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.12′、経度141° 35.41′ の点 イ 緯度38° 53.01′、経度141° 35.67′ の点 ウ 緯度38° 52.74′、経度141° 35.72′ の点 エ 緯度38° 52.69′、経度141° 36.06′ の点 オ 緯度38° 51.85′、経度141° 35.77′ の点 カ 緯度38° 52.09′、経度141° 35.20′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市 松崎 赤岩 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|--------|--|----|----------------|-------------------------------|----------|----------------------------|
| 共第106号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 えぞぼら漁業(方言つぶ) ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 いぎす漁業 つまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 気仙沼市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.09′、経度141° 35.20′ の点 イ 緯度38° 51.85′、経度141° 35.77′ の点 ウ 緯度38° 50.04′、経度141° 36.54′ の点 エ 緯度38° 49.33′、経度141° 36.91′ の点 オ 緯度38° 48.63′、経度141° 36.77′ の点 カ 緯度38° 49.51′、経度141° 35.04′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は 団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は 継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|---------------|---|----|--------------------|---|--------------|----------------------------|
| 共第107号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うばがい漁業(方言ほっきがい) はまぐり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 気仙沼市 本吉町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.51′、経度141° 35.04′ の点 イ 緯度38° 48.67′、経度141° 36.69′ の点 ウ 緯度38° 48.47′、経度141° 36.79′ の点 エ 緯度38° 47.01′、経度141° 33.01′ の点 オ 緯度38° 47.67′、経度141° 31.91′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市本吉町 沖の田 後田 土樋下 菖蒲沢 石川原 寺沢 直伝 道貫 長畑 野々下 洞沢 長根 大谷 寺谷 窪 三島 滝根 九多丸 木戸 日門 山谷 田の沢 天ヶ沢 猿内 大森 前浜 谷地 府中 大朴木 高 赤牛 小金沢 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|-----------------|---|----|----------------|---|----------|----------------------------|
| 共第108号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうがいがい) うばがい漁業(方言ほっきがいがい) はまぐり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 おごのり漁業 つのまた漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 気仙沼市 本吉町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.67′、経度141° 31.91′ の点 イ 緯度38° 47.01′、経度141° 33.01′ の点 ウ 緯度38° 45.30′、経度141° 32.97′ の点 エ 緯度38° 44.90′、経度141° 31.82′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市本吉町 幸土 大沢 津谷長根 風越 登米沢 道外 中島 卯名沢 泉 下宿 平貝 菅の沢 小浜 二十一浜 長窪 柳沢 蔵内 今朝磯 歌生 北明戸 蔵野 外尾 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第109号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) あかはた漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 こしたかがんがら漁業(方言つぶ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 本吉郡南三陸町 歌津地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.90′、経度141° 31.82′ の点 イ 緯度38° 45.14′、経度141° 32.48′ の点 ウ 緯度38° 45.36′、経度141° 33.14′ の点 エ 緯度38° 45.38′、経度141° 33.64′ の点 オ 緯度38° 45.43′、経度141° 34.43′ の点 カ 緯度38° 44.57′、経度141° 35.38′ の点 キ 緯度38° 42.62′、経度141° 35.46′ の点 ク 緯度38° 40.88′、経度141° 35.18′ の点 ケ 緯度38° 40.56′、経度141° 33.74′ の点 コ 緯度38° 40.88′、経度141° 30.65′ の点 サ 緯度38° 41.46′、経度141° 30.29′ の点 | | 団体漁業権 | 本吉郡 南三陸町歌津 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|------------------|---|----|----------------|-----------------------|----------|----------------------------|
| 共第110号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 いかい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 本吉郡南三陸町 志津川地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.46′、経度141° 30.29′ の点 イ 緯度38° 40.88′、経度141° 30.65′ の点 ウ 緯度38° 40.50′、経度141° 31.12′ の点 エ 緯度38° 39.75′、経度141° 30.81′ の点 オ 緯度38° 39.16′、経度141° 26.68′ の点 | | 団体漁業権 | 本吉郡 南三陸町志津川 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第111号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 本吉郡南三陸町 志津川地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.50′、経度141° 31.12′ の点 イ 緯度38° 39.90′、経度141° 32.28′ の点 ウ 緯度38° 39.06′、経度141° 32.38′ の点 エ 緯度38° 39.75′、経度141° 30.81′ の点 | | 団体漁業権 | 本吉郡 南三陸町志津川、 戸倉 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|-----------------|--|----|----------------|---------------|----------|----------------------------|
| 共第112号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 本吉郡南三陸町 戸倉地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16′、経度141° 26.68′ の点 イ 緯度38° 39.75′、経度141° 30.81′ の点 ウ 緯度38° 39.06′、経度141° 32.38′ の点 エ 緯度38° 37.35′、経度141° 34.13′ の点 オ 緯度38° 37.83′、経度141° 31.69′ の点 | | 団体漁業権 | 本吉郡 南三陸町戸倉 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第113号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) こしだかがんがら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市北上町 十三浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 37.83′、経度141° 31.69′ の点 イ 緯度38° 37.35′、経度141° 34.13′ の点 ウ 緯度38° 36.67′、経度141° 33.95′ の点 エ 緯度38° 34.68′、経度141° 29.30′ の点 オ 緯度38° 34.52′、経度141° 27.78′ の点 カ 緯度38° 34.71′、経度141° 27.51′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市北上町 十三浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|--------------|---|----|----------------|--|----------|----------------------------|
| 共第114号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 うばがい漁業(方言ほっきがい) おおのがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) なまこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 長面地先 | 次の点ア、イを結んだ線とそれより以西の長面浦の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.72′、経度141° 27.61′ の点 イ 緯度38° 33.95′、経度141° 27.68′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市長面 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第115号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うばがい漁業(方言ほっきがい) はまぐり漁業 こたまがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 長面地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線及び点キ、クを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.26′、経度141° 27.57′ の点 イ 緯度38° 34.51′、経度141° 27.67′ の点 ウ 緯度38° 34.38′、経度141° 28.38′ の点 エ 緯度38° 34.22′、経度141° 28.86′ の点 オ 緯度38° 33.95′、経度141° 29.06′ の点 カ 緯度38° 33.51′、経度141° 28.83′ の点 キ 緯度38° 33.72′、経度141° 27.61′ の点 ク 緯度38° 33.95′、経度141° 27.68′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市長面、 尾崎 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第116号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 雄勝町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、スを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.51′、経度141° 28.83′ の点 イ 緯度38° 33.95′、経度141° 29.06′ の点 ウ 緯度38° 33.71′、経度141° 29.26′ の点 エ 緯度38° 34.09′、経度141° 31.12′ の点 オ 緯度38° 33.91′、経度141° 31.65′ の点 カ 緯度38° 33.46′、経度141° 32.42′ の点 キ 緯度38° 31.63′、経度141° 33.59′ の点 ク 緯度38° 30.06′、経度141° 33.21′ の点 ケ 緯度38° 29.59′、経度141° 32.99′ の点 コ 緯度38° 28.71′、経度141° 32.10′ の点 サ 緯度38° 29.01′、経度141° 31.13′ の点 シ 緯度38° 29.60′、経度141° 30.88′ の点 ス 緯度38° 29.64′、経度141° 30.92′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市雄勝町 名振 船越 大須 熊沢 羽坂 桑浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|---------------------------------------|---|----|----------------|--|----------|----------------------------|
| 共第117号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 雄勝町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80′、経度141° 29.75′ の点 イ 緯度38° 28.71′、経度141° 30.15′ の点 ウ 緯度38° 29.01′、経度141° 31.13′ の点 エ 緯度38° 29.60′、経度141° 30.88′ の点 オ 緯度38° 29.64′、経度141° 30.92′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市雄勝町 立浜 大浜 小島 明神 雄勝 船戸 唐桑 水浜 分浜 波板 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第118号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 牡鹿郡女川町 出島地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.30′、経度141° 30.42′ の点 イ 緯度38° 27.93′、経度141° 30.30′ の点 ウ 緯度38° 27.22′、経度141° 30.73′ の点 エ 緯度38° 27.03′、経度141° 30.84′ の点 オ 緯度38° 26.61′、経度141° 30.81′ の点 カ 緯度38° 25.60′、経度141° 30.58′ の点 キ 緯度38° 25.34′、経度141° 31.45′ の点 ク 緯度38° 26.24′、経度141° 34.54′ の点 ケ 緯度38° 28.03′、経度141° 34.39′ の点 コ 緯度38° 28.52′、経度141° 31.31′ の点 | | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 出島 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第119号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 牡鹿郡女川町 指浜、御前浜、 尾浦、竹ノ浦、 桐ヶ崎地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80′、経度141° 29.75′ の点 イ 緯度38° 28.71′、経度141° 30.15′ の点 ウ 緯度38° 28.14′、経度141° 29.89′ の点 エ 緯度38° 27.93′、経度141° 30.30′ の点 オ 緯度38° 27.22′、経度141° 30.73′ の点 カ 緯度38° 27.03′、経度141° 30.84′ の点 キ 緯度38° 26.61′、経度141° 30.81′ の点 ク 緯度38° 25.23′、経度141° 30.50′ の点 ケ 緯度38° 25.87′、経度141° 28.43′ の点 コ 緯度38° 26.25′、経度141° 27.95′ の点 サ 緯度38° 26.33′、経度141° 28.04′ の点 | | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 指浜 御前浜 尾浦 竹ノ浦 桐ヶ崎 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域（経緯度数値は世界測地系による） | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|---|--|----|----------------|---|----------|----------------------------|
| 共第120号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 牡鹿郡女川町 石浜、宮ヶ崎、 女川、鷲神、 小乗浜地先 | 次の点ア、イを結んだ線及び点ウ、エを結んだ線並びに 両線間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04′、経度141° 27.71′ の点 イ 緯度38° 26.33′、経度141° 28.04′ の点 ウ 緯度38° 26.69′、経度141° 27.02′ の点 エ 緯度38° 26.43′、経度141° 27.29′ の点 | | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 石浜 宮ヶ崎 女川 鷲神 小乗浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第121号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 牡鹿郡女川町 高白浜、横浦、 大石原、野々浜、 飯子浜、塚浜、 小屋取地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04′、経度141° 27.71′ の点 イ 緯度38° 26.24′、経度141° 27.94′ の点 ウ 緯度38° 25.87′、経度141° 28.43′ の点 エ 緯度38° 24.96′、経度141° 31.32′ の点 オ 緯度38° 24.47′、経度141° 31.16′ の点 カ 緯度38° 24.12′、経度141° 30.55′ の点 キ 緯度38° 24.32′、経度141° 30.39′ の点 ク 緯度38° 24.36′、経度141° 30.06′ の点 | | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 高白浜 横浦 大石原 野々浜 飯子浜 塚浜 小屋取 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第122号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いかい漁業(方言しうりがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 こんぶ漁業 のり漁業(方言いわのり) まつも漁業 てんぐさ漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市寄磯、 前網地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.87′、経度141° 31.70′ の点 イ 緯度38° 24.47′、経度141° 31.16′ の点 ウ 緯度38° 24.12′、経度141° 30.55′ の点 エ 緯度38° 23.99′、経度141° 30.64′ の点 オ 緯度38° 23.96′、経度141° 30.64′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 寄磯 前網 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は 団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は 継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|-------------------|---|----|--------------------|-------------------------|--------------|----------------------------|
| 共第123号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 牡鹿郡女川町 二股地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.87′、経度141° 31.70′ の点 イ 緯度38° 24.47′、経度141° 31.16′ の点 ウ 緯度38° 25.34′、経度141° 31.45′ の点 エ 緯度38° 24.58′、経度141° 34.05′ の点 オ 緯度38° 23.83′、経度141° 33.70′ の点 カ 緯度38° 24.15′、経度141° 32.15′ の点 キ 緯度38° 24.09′、経度141° 32.12′ の点 | | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 石巻市 寄磯浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第124号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 牡鹿郡女川町 江島地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.24′、経度141° 34.54′ の点 イ 緯度38° 25.34′、経度141° 31.45′ の点 ウ 緯度38° 24.58′、経度141° 34.05′ の点 エ 緯度38° 23.83′、経度141° 33.70′ の点 オ 緯度38° 22.98′、経度141° 34.87′ の点 カ 緯度38° 22.61′、経度141° 36.21′ の点 キ 緯度38° 23.30′、経度141° 36.83′ の点 ク 緯度38° 25.96′、経度141° 36.36′ の点 | | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 江島 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第125号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市寄磯、 前網、鮫浦地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.64′、経度141° 29.00′ の点 イ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.04′ の点 ウ 緯度38° 22.81′、経度141° 30.58′ の点 エ 緯度38° 22.21′、経度141° 33.37′ の点 オ 緯度38° 23.86′、経度141° 33.57′ の点 カ 緯度38° 24.15′、経度141° 32.15′ の点 キ 緯度38° 24.09′、経度141° 32.12′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 寄磯浜 前網浜 鮫浦 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|---------------------|---|----|----------------|--|----------|----------------------------|
| 共第126号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市泊浜、 谷川地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.39′、経度141° 32.09′ の点 イ 緯度38° 20.21′、経度141° 32.75′ の点 ウ 緯度38° 21.56′、経度141° 32.21′ の点 エ 緯度38° 22.43′、経度141° 31.24′ の点 オ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.03′ の点 カ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.00′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 泊浜 谷川浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第127号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いかい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 つまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 新山浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.35′、経度141° 32.43′ の点 イ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.74′ の点 ウ 緯度38° 20.21′、経度141° 32.75′ の点 エ 緯度38° 20.39′、経度141° 32.09′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 新山浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第128号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 つまた漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市鮎川浜 金華山 地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.62′、経度141° 32.83′ の点 イ 緯度38° 15.90′、経度141° 36.10′ の点 ウ 緯度38° 18.11′、経度141° 36.40′ の点 エ 緯度38° 18.70′、経度141° 36.27′ の点 オ 緯度38° 19.86′、経度141° 35.69′ の点 カ 緯度38° 19.79′、経度141° 33.53′ の点 キ 緯度38° 18.98′、経度141° 33.24′ の点 ク 緯度38° 18.35′、経度141° 32.74′ の点 ケ 緯度38° 17.87′、経度141° 32.54′ の点 コ 緯度38° 17.64′、経度141° 32.24′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 寄磯浜 前網浜 鮫浦 泊浜 谷川浜 新山浜 鮎川浜 十八成浜 長渡浜 小淵浜 給分浜 大原浜 清水田浜 小網倉浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|------------------|---|----|----------------|--------------------|----------|----------------------------|
| 共第129号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 はたてがい漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) ばかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 つのまた漁業 まつも漁業 いがい漁業(方言しうりがい) ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市鮎川、 十八成浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.47′、経度141° 29.21′ の点 イ 緯度38° 18.33′、経度141° 29.01′ の点 ウ 緯度38° 18.20′、経度141° 28.57′ の点 エ 緯度38° 18.00′、経度141° 28.06′ の点 オ 緯度38° 17.24′、経度141° 29.38′ の点 カ 緯度38° 15.93′、経度141° 31.06′ の点 キ 緯度38° 16.24′、経度141° 31.86′ の点 ク 緯度38° 17.65′、経度141° 32.09′ の点 ケ 緯度38° 17.91′、経度141° 32.46′ の点 コ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.74′ の点 サ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.43′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 鮎川浜 十八成浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第130号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 長渡浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.61′、経度141° 28.41′ の点 イ 緯度38° 14.68′、経度141° 27.16′ の点 ウ 緯度38° 13.60′、経度141° 30.06′ の点 エ 緯度38° 14.52′、経度141° 31.30′ の点 オ 緯度38° 14.83′、経度141° 31.50′ の点 カ 緯度38° 16.88′、経度141° 29.52′ の点 キ 緯度38° 16.33′、経度141° 28.99′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 長渡浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|------------------------|---|----|----------------|--------------------------|----------|----------------------------|
| 共第131号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 網地浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.33′、経度141° 28.99′ の点 イ 緯度38° 16.88′、経度141° 29.52′ の点 ウ 緯度38° 17.04′、経度141° 29.26′ の点 エ 緯度38° 17.52′、経度141° 28.39′ の点 オ 緯度38° 17.81′、経度141° 27.08′ の点 カ 緯度38° 16.90′、経度141° 26.74′ の点 キ 緯度38° 16.42′、経度141° 26.22′ の点 ク 緯度38° 14.68′、経度141° 27.16′ の点 ケ 緯度38° 15.61′、経度141° 28.41′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 網地浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第132号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 砥面島沖地先 (宮重磯) | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.96′、経度141° 25.37′ の点 イ 緯度38° 16.42′、経度141° 26.22′ の点 ウ 緯度38° 14.68′、経度141° 27.16′ の点 エ 緯度38° 13.86′、経度141° 27.06′ の点 オ 緯度38° 14.12′、経度141° 25.53′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 田代浜 網地浜 長渡浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第133号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 こんぶ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 田代浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.81′、経度141° 27.08′ の点 イ 緯度38° 19.25′、経度141° 25.23′ の点 ウ 緯度38° 19.31′、経度141° 24.21′ の点 エ 緯度38° 18.40′、経度141° 23.51′ の点 オ 緯度38° 17.23′、経度141° 23.50′ の点 カ 緯度38° 16.82′、経度141° 23.56′ の点 キ 緯度38° 16.45′、経度141° 23.74′ の点 ク 緯度38° 16.38′、経度141° 24.19′ の点 ケ 緯度38° 16.42′、経度141° 26.22′ の点 コ 緯度38° 16.90′、経度141° 26.74′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 田代浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|--|---|----|----------------|--|----------|----------------------------|
| 共第134号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 しゃこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 小網倉、 小淵浜、 大原浜、 給分浜、 清水田浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.43′、経度141° 27.00′ の点 イ 緯度38° 20.14′、経度141° 26.85′ の点 ウ 緯度38° 19.80′、経度141° 27.27′ の点 エ 緯度38° 19.03′、経度141° 26.09′ の点 オ 緯度38° 18.00′、経度141° 28.06′ の点 カ 緯度38° 18.20′、経度141° 28.57′ の点 キ 緯度38° 18.33′、経度141° 29.01′ の点 ク 緯度38° 18.47′、経度141° 29.21′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 小網倉浜 大原浜 給分浜 清水田浜 小淵浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第135号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市牧浜、 竹浜、狐崎浜、 鹿立、福貴浦 地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.27′、経度141° 27.03′ の点 イ 緯度38° 22.37′、経度141° 27.02′ の点 ウ 緯度38° 21.89′、経度141° 25.19′ の点 エ 緯度38° 21.20′、経度141° 24.32′ の点 オ 緯度38° 20.51′、経度141° 24.52′ の点 カ 緯度38° 20.28′、経度141° 25.58′ の点 キ 緯度38° 20.14′、経度141° 26.85′ の点 ク 緯度38° 20.43′、経度141° 27.00′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 牧浜 竹浜 狐崎浜 鹿立 福貴浦 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第136号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 いかい漁業(方言しうりがい) ばかがい漁業 しゃこ漁業 こんぶ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市折浜、 蛤浜、桃浦、 月浦、侍浜、 荻浜、小積浜、 小竹浜、佐須浜 地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.13′、東経141° 22.08′ イ 北緯38° 24.17′、東経141° 21.93′ ウ 北緯38° 24.13′、東経141° 21.45′ エ 北緯38° 23.31′、東経141° 21.58′ オ 北緯38° 23.07′、東経141° 21.70′ カ 北緯38° 22.51′、東経141° 21.91′ キ 北緯38° 22.38′、東経141° 22.40′ ク 北緯38° 22.71′、東経141° 23.03′ ケ 北緯38° 21.60′、東経141° 23.65′ コ 北緯38° 21.89′、東経141° 25.19′ サ 北緯38° 22.37′、東経141° 27.02′ シ 北緯38° 22.27′、東経141° 27.03′ | | 団体漁業権 | 石巻市 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 荻浜 小積浜 小竹浜 佐須浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域（経緯度数値は世界測地系による） | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|------------------------------|--|----|----------------|---|----------|----------------------------|
| 共第137号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) かき漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 しゃこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 あわび漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市渡波 地先(万石浦) | 次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線及び点エ、オを結んだ線並びに両線間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01′、経度141° 24.57′ の点 イ 緯度38° 25.23′、経度141° 23.79′ の点 ウ 緯度38° 26.20′、経度141° 24.01′ の点 エ 緯度38° 25.00′、経度141° 22.26′ の点 オ 緯度38° 24.97′、経度141° 22.39′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 渡波 (佐須浜を除く) 沢田 流留 折立 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第138号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業、 おごり漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 牡鹿郡女川町 浦宿、 大沢、 針浜地先 | 次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と女川町針浜浦宿大沢を通る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01′、経度141° 24.57′ の点 イ 緯度38° 25.23′、経度141° 23.79′ の点 ウ 緯度38° 26.20′、経度141° 24.01′ の点 | | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 浦宿 大沢 針浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第139号 | 第1種共同漁業 | うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 こたまがい漁業 ばかがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 あわび漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 石巻市 長浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し長浜町防波堤側100メートル以内の区域を除く ア 緯度38° 24.60′、経度141° 21.83′ の点 イ 緯度38° 24.19′、経度141° 21.80′ の点 ウ 緯度38° 24.16′、経度141° 21.05′ の点 エ 緯度38° 24.28′、経度141° 21.03′ の点 オ 緯度38° 24.53′、経度141° 20.88′ の点 カ 緯度38° 24.57′、経度141° 20.41′ の点 キ 緯度38° 24.63′、経度141° 20.48′ の点 ク 緯度38° 24.77′、経度141° 20.47′ の点 | | 団体漁業権 | 石巻市 湊 南浜 門脇 渡波 (佐須浜を除く) | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域（経緯度数値は世界測地系による） | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|---------------|--|----|----------------|---|----------|----------------------------|
| 共第140号 | 第1種共同漁業 | あかがい漁業 うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 ばかがい漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 東松島市 矢本地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.34′、経度141° 14.88′ の点 イ 緯度38° 23.62′、経度141° 15.22′ の点 ウ 緯度38° 23.30′、経度141° 14.83′ の点 エ 緯度38° 23.24′、経度141° 14.88′ の点 オ 緯度38° 21.61′、経度141° 13.75′ の点 カ 緯度38° 23.50′、経度141° 12.42′ の点 | | 団体漁業権 | 東松島市矢本 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第141号 | 第1種共同漁業 | あかがい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 東松島市 石巻市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.57′、経度141° 15.11′ の点 イ 緯度38° 23.15′、経度141° 20.15′ の点 ウ 緯度38° 19.98′、経度141° 23.62′ の点 エ 緯度38° 18.90′、経度141° 22.01′ の点 オ 緯度38° 21.59′、経度141° 19.11′ の点 カ 緯度38° 20.96′、経度141° 15.37′ の点 | | 団体漁業権 | 東松島市 牛網 浜市 矢本 石巻市 湊 南浜 門脇 渡波 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 荻浜 小積浜 小竹浜 牧浜 竹浜 狐崎浜 鹿立 福貴浦 給分浜 大原浜 清水田浜 小淵浜 小網倉浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域（経緯度数値は世界測地系による） | 条件 | 個別漁業権又は 団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は 継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|--------------|--|----|--------------------|------------------|--------------|----------------------------|
| 共第142号 | 第1種共同漁業 | あかがい漁業 うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 はまぐり漁業 ほたてがい漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ふのり漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 東松島市 浜市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′、経度141° 10.36′ の点 イ 緯度38° 21.79′、経度141° 10.57′ の点 ウ 緯度38° 22.00′、経度141° 11.02′ の点 エ 緯度38° 20.50′、経度141° 12.66′ の点 オ 緯度38° 21.35′、経度141° 13.45′ の点 カ 緯度38° 23.39′、経度141° 12.14′ の点 | | 団体漁業権 | 東松島市 牛網 浜市 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第143号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 あかがい漁業 こたまがい漁業 ほたてがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 うばがい漁業(方言ほっきがい) | 1月1日から 12月31日まで | 東松島市 野蒜地先 | 次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′、経度141° 10.36′ の点 イ 緯度38° 21.98′、経度141° 10.52′ の点 ウ 緯度38° 21.44′、経度141° 9.46′ の点 | | 団体漁業権 | 東松島市 野蒜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第144号 | 第1種共同漁業 | しゃこ漁業 あさり漁業 えむし漁業(方言えさむし) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 東松島市 野蒜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43′、経度141° 9.38′ の点 イ 緯度38° 21.42′、経度141° 8.98′ の点 ウ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 エ 緯度38° 21.53′、経度141° 7.44′ の点 オ 緯度38° 22.80′、経度141° 7.57′ の点 | | 団体漁業権 | 東松島市 野蒜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|--------------|---|----|----------------|------------|----------|----------------------------|
| 共第145号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 ほたてがい漁業 こたまがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) しゃこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 あらめ漁業(方言かじめ) こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほや漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 まてがい漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 東松島市 宮戸地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43′、経度141° 9.38′ の点 イ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 ウ 緯度38° 21.07′、経度141° 7.93′ の点 エ 緯度38° 20.58′、経度141° 7.99′ の点 オ 緯度38° 20.32′、経度141° 7.87′ の点 カ 緯度38° 19.99′、経度141° 7.96′ の点 キ 緯度38° 19.52′、経度141° 8.11′ の点 ク 緯度38° 19.05′、経度141° 8.11′ の点 ケ 緯度38° 18.60′、経度141° 9.75′ の点 コ 緯度38° 18.57′、経度141° 11.17′ の点 サ 緯度38° 20.50′、経度141° 12.66′ の点 シ 緯度38° 22.00′、経度141° 11.02′ の点 ス 緯度38° 21.79′、経度141° 10.57′ の点 セ 緯度38° 21.98′、経度141° 10.52′ の点 ソ 緯度38° 21.44′、経度141° 9.46′ の点 | | 団体漁業権 | 東松島市 宮戸 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第146号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 しじみ漁業 えむし漁業(方言えさむし) しゃこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 宮城郡 松島町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し、松島海岸福浦橋東側基部、福浦島福浦橋東側基部、福浦島東南端、千貫島中央、毘沙門島南端、恵比須島中央、恵比須島中央から雁金島中央見通線と対岸海岸線との交点を順次に結んだ線以内の区域を除く。 ア 緯度38° 21.03′、経度141° 3.56′ の点 イ 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 ウ 緯度38° 21.68′、経度141° 7.46′ の点 エ 緯度38° 22.80′、経度141° 7.57′ の点 | | 団体漁業権 | 宮城郡松島町 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|-------------------------------|--|----|----------------|-----------------------|----------|----------------------------|
| 共第147号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) ばかがい漁業 うちむらさき漁業(方言よめがい) うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 あらめ漁業(方言かじめ) あかもく漁業 ほんだわら漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 塩竈市 浦戸地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 イ 緯度38° 21.68′、経度141° 7.46′ の点 ウ 緯度38° 21.53′、経度141° 7.44′ の点 エ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 オ 緯度38° 21.07′、経度141° 7.93′ の点 カ 緯度38° 20.58′、経度141° 7.99′ の点 キ 緯度38° 20.32′、経度141° 7.87′ の点 ク 緯度38° 19.99′、経度141° 7.96′ の点 ケ 緯度38° 19.52′、経度141° 8.11′ の点 コ 緯度38° 19.05′、経度141° 8.11′ の点 サ 緯度38° 18.94′、経度141° 7.25′ の点 シ 緯度38° 19.20′、経度141° 6.08′ の点 ス 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 | | 団体漁業権 | 塩竈市浦戸 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第148号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 かき漁業 しゃこ漁業 えむし(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 塩竈市、 宮城郡利府町 浜田、 須賀地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.03′、経度141° 3.56′ の点 イ 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 ウ 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 エ 緯度38° 20.28′、経度141° 4.06′ の点 オ 緯度38° 20.08′、経度141° 3.88′ の点 カ 緯度38° 19.96′、経度141° 4.11′ の点 キ 緯度38° 19.69′、経度141° 3.72′ の点 ク 緯度38° 19.44′、経度141° 3.51′ の点 ケ 緯度38° 19.37′、経度141° 3.26′ の点 コ 緯度38° 19.35′、経度141° 3.12′ の点 サ 緯度38° 19.50′、経度141° 2.90′ の点 シ 緯度38° 19.78′、経度141° 3.20′ の点 ス 緯度38° 19.84′、経度141° 3.22′ の点 セ 緯度38° 19.93′、経度141° 3.10′ の点 | | 団体漁業権 | 塩竈市 多賀城市 宮城郡利府町 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|--|--|----|----------------|--|----------|----------------------------|
| 共第149号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) あかにし漁業 かき漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 あわび漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.43′、経度141° 3.97′ の点 イ 緯度38° 19.44′、経度141° 3.51′ の点 ウ 緯度38° 19.69′、経度141° 3.72′ の点 エ 緯度38° 19.96′、経度141° 4.11′ の点 オ 緯度38° 20.08′、経度141° 3.88′ の点 カ 緯度38° 20.28′、経度141° 4.06′ の点 キ 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 ク 緯度38° 19.63′、経度141° 4.85′ の点 ケ 緯度38° 19.28′、経度141° 4.83′ の点 コ 緯度38° 19.36′、経度141° 4.26′ の点 | | 団体漁業権 | 宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第150号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) あかにし漁業 かき漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 宮城郡七ヶ浜町 東宮浜、 要害地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.30′、経度141° 3.93′ の点 イ 緯度38° 19.20′、経度141° 3.22′ の点 ウ 緯度38° 19.01′、経度141° 2.89′ の点 エ 緯度38° 18.81′、経度141° 2.92′ の点 | | 団体漁業権 | 宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第151号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 あさり漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 うに漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 宮城郡七ヶ浜町 吉田浜、 花刈浜、 菖蒲田浜、 松ヶ浜、 湊浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.87′、経度141° 4.80′ の点 イ 緯度38° 19.21′、経度141° 4.69′ の点 ウ 緯度38° 19.09′、経度141° 5.23′ の点 エ 緯度38° 18.59′、経度141° 6.13′ の点 オ 緯度38° 18.63′、経度141° 6.66′ の点 カ 緯度38° 18.05′、経度141° 7.61′ の点 キ 緯度38° 17.45′、経度141° 7.63′ の点 ク 緯度38° 15.93′、経度141° 5.39′ の点 ケ 緯度38° 17.10′、経度141° 4.46′ の点 コ 緯度38° 16.38′、経度141° 3.84′ の点 サ 緯度38° 16.55′、経度141° 3.70′ の点 シ 緯度38° 16.34′、経度141° 3.24′ の点 ス 緯度38° 16.18′、経度141° 3.34′ の点 セ 緯度38° 16.19′、経度141° 2.66′ の点 ソ 緯度38° 16.25′、経度141° 2.66′ の点 タ 緯度38° 16.38′、経度141° 2.92′ の点 チ 緯度38° 16.71′、経度141° 2.80′ の点 | | 団体漁業権 | 宮城郡七ヶ浜町 吉田浜 花刈浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--------------------|-------------------------|--|----|----------------|---------------------------------|----------|----------------------------|
| 共第152号 | 第1種共同漁業 | うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 名取市閑上、 仙台市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 14.90′、経度141° 0.60′ の点 イ 緯度38° 14.83′、経度141° 1.32′ の点 ウ 緯度38° 14.78′、経度141° 1.99′ の点 エ 緯度38° 15.04′、経度141° 2.16′ の点 オ 緯度38° 15.02′、経度141° 2.62′ の点 カ 緯度38° 7.88′、経度140° 57.51′ の点 キ 緯度38° 7.92′、経度140° 56.49′ の点 | | 団体漁業権 | 名取市 仙台市 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第153号 | 第1種共同漁業 | あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) | 1月1日から 12月31日まで | 宮城郡七ヶ浜町 地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.74′、経度141° 9.46′ の点 イ 緯度38° 17.71′、経度141° 8.46′ の点 ウ 緯度38° 15.02′、経度141° 8.78′ の点 エ 緯度38° 15.11′、経度141° 9.76′ の点 | | 団体漁業権 | 宮城郡七ヶ浜町 塩竈市浦戸 東松島市宮戸 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第154号 | 第1種共同漁業 | あかがい漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 名取市 下増田、閑上、 仙台市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 7.50′、経度140° 58.11′ の点 イ 緯度38° 6.75′、経度141° 0.98′ の点 ウ 緯度38° 11.33′、経度141° 2.72′ の点 エ 緯度38° 12.82′、経度141° 5.07′ の点 オ 緯度38° 14.93′、経度141° 3.69′ の点 カ 緯度38° 12.29′、経度141° 0.70′ の点 | | 団体漁業権 | 宮城郡七ヶ浜町 仙台市 名取市 亶理郡亶理町 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第155号 | 第1種共同漁業 | うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 亶理郡亶理町 荒浜、 岩沼市地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点 イ 緯度38° 2.18′、経度140° 56.78′ の点 ウ 緯度38° 7.88′、経度140° 57.51′ の点 エ 緯度38° 7.92′、経度140° 56.49′ の点 | | 団体漁業権 | 亶理郡亶理町 荒浜 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域（経緯度数値は世界測地系による） | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--------------------|---------------------------------|--|----|----------------|---|----------|----------------------------|
| 共第156号 | 第1種共同漁業 | あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 亶理郡亶理町 吉田、逢隈、 荒浜地先 | 次の点ア、イを結んだ線とそれより以南の鳥の海の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点 イ 緯度38° 2.28′、経度140° 54.48′ の点 | | 団体漁業権 | 亶理郡亶理町 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第157号 | 第1種共同漁業 | うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 はまぐり漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 亶理郡亶理町 荒浜、 吉田地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 59.61′、経度140° 54.82′ の点 イ 緯度37° 59.82′、経度140° 56.85′ の点 ウ 緯度38° 2.18′、経度140° 56.78′ の点 エ 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点 | | 団体漁業権 | 亶理郡亶理町 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第158号 | 第1種共同漁業 | あかがい漁業 なまこ漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 亶理郡亶理町 荒浜、吉田、 岩沼市 玉浦地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 59.24′、経度140° 57.16′ の点 イ 緯度37° 58.85′、経度140° 59.58′ の点 ウ 緯度38° 4.49′、経度140° 59.83′ の点 エ 緯度38° 4.97′、経度140° 59.94′ の点 オ 緯度38° 5.36′、経度140° 57.25′ の点 カ 緯度38° 4.88′、経度140° 57.14′ の点 | | 団体漁業権 | 亶理郡山元町 山下 坂元 亶理郡亶理町 荒浜 名取市 関上 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |
| 共第159号 | 第1種共同漁業 | うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 はまぐり漁業 | 1月1日から 12月31日まで | 亶理郡山元町 坂元地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 53.79′、経度140° 55.85′ の点 イ 緯度37° 53.79′、経度140° 56.54′ の点 ウ 緯度37° 59.82′、経度140° 56.85′ の点 エ 緯度37° 59.61′、経度140° 54.82′ の点 | | 団体漁業権 | 亶理郡山元町 坂元 | 継続 | 令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--|---------------------|---|--|----------------|---------------------------------------|----------|----------------------------|
| 共第201号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 唐桑町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを 順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域 ア 緯度38° 58.24′、経度141° 37.89′ の点 イ 緯度38° 58.31′、経度141° 39.11′ の点 ウ 緯度38° 56.63′、経度141° 40.10′ の点 エ 緯度38° 55.74′、経度141° 40.59′ の点 オ 緯度38° 51.48′、経度141° 41.29′ の点 カ 緯度38° 50.83′、経度141° 40.95′ の点 キ 緯度38° 51.07′、経度141° 39.25′ の点 ク 緯度38° 51.77′、経度141° 38.86′ の点 ケ 緯度38° 52.61′、経度141° 38.30′ の点 コ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 サ 緯度38° 53.46′、経度141° 37.83′ の点 | 1 いわし小型定置2ヶ統以内 2 雑魚小型定置10ヶ統以内 3 小型定置網漁業については 宮城県漁業調整規則第59条 の標識を設置すること。 | 団体漁業権 | 気仙沼市唐桑町 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第202号 | 第2種共同漁業 | 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 唐桑町貝浜 地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.46′、経度141° 37.83′ の点 イ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 ウ 緯度38° 53.23′、経度141° 37.39′ の点 エ 緯度38° 53.15′、経度141° 37.19′ の点 オ 緯度38° 52.93′、経度141° 37.08′ の点 カ 緯度38° 52.83′、経度141° 36.95′ の点 キ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 ク 緯度38° 52.88′、経度141° 36.78′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市唐桑町 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第203号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 5月1日から11月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 大島地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 ス、セ、ソ、タ、チ、アを順次に結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.07′、経度141° 39.25′ の点 イ 緯度38° 50.11′、経度141° 39.25′ の点 ウ 緯度38° 49.13′、経度141° 38.04′ の点 エ 緯度38° 49.07′、経度141° 37.31′ の点 オ 緯度38° 50.04′、経度141° 36.54′ の点 カ 緯度38° 51.31′、経度141° 36.00′ の点 キ 緯度38° 52.36′、経度141° 35.93′ の点 ク 緯度38° 52.70′、経度141° 35.99′ の点 ケ 緯度38° 52.69′、経度141° 36.06′ の点 コ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 サ 緯度38° 52.83′、経度141° 36.95′ の点 シ 緯度38° 52.93′、経度141° 37.08′ の点 ス 緯度38° 53.15′、経度141° 37.19′ の点 セ 緯度38° 53.23′、経度141° 37.39′ の点 ソ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 タ 緯度38° 52.61′、経度141° 38.30′ の点 チ 緯度38° 51.77′、経度141° 38.86′ の点 | 1 大川河口中央から正南400メ ートルの点を中心として半径1,000 メートル以内の区域では「さけ」 を目的とする小型定置、刺網 を建込んではならない。 2 いわし小型定置3ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置4ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 気仙沼市大島 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第204号 | 第2種共同漁業 | 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 雑魚移動小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで | 気仙沼市 鹿折地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域 ア 緯度38° 52.88′、経度141° 36.78′ の点 イ 緯度38° 52.83′、経度141° 36.77′ の点 ウ 緯度38° 52.75′、経度141° 36.50′ の点 エ 緯度38° 52.77′、経度141° 36.27′ の点 オ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.24′ の点 カ 緯度38° 52.92′、経度141° 36.09′ の点 キ 緯度38° 52.98′、経度141° 36.04′ の点 ク 緯度38° 53.52′、経度141° 35.73′ の点 ケ 緯度38° 53.59′、経度141° 35.71′ の点 コ 緯度38° 53.61′、経度141° 35.66′ の点 サ 緯度38° 53.65′、経度141° 35.39′ の点 シ 緯度38° 53.69′、経度141° 35.29′ の点 | 1 大川河口中央から正南400メ ートルの点を中心として半径 1,000メートル以内の区域では 「さけ」を目的とする小型定置、 刺網を建込んではならない。 2 雑魚移動小型定置4ヶ統以内 | 団体漁業権 | 気仙沼市 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域（経緯度数値は世界測地系による） | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|---|--------------|---|---|----------------|---------------------------------------|----------|----------------------------|
| 共第205号 | | 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 鹿折地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 54.55′、経度141° 35.21′ の点 イ 緯度38° 54.55′、経度141° 35.08′ の点 ウ 緯度38° 54.21′、経度141° 35.03′ の点 エ 緯度38° 53.92′、経度141° 35.11′ の点 オ 緯度38° 53.69′、経度141° 35.28′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦 | 新規 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第206号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 4月1日から11月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 松岩地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.12′、経度141° 35.41′ の点 イ 緯度38° 53.01′、経度141° 35.67′ の点 ウ 緯度38° 52.74′、経度141° 35.72′ の点 エ 緯度38° 52.71′、経度141° 35.91′ の点 オ 緯度38° 52.09′、経度141° 35.85′ の点 カ 緯度38° 51.85′、経度141° 35.77′ の点 キ 緯度38° 52.09′、経度141° 35.20′ の点 | 1 大川河口中央から正南 400メートルの点を中心として半径 1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置2ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置2ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 気仙沼市 松崎 赤岩 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第207号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 6月1日から9月30日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 階上地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.09′、経度141° 35.20′ の点 イ 緯度38° 51.85′、経度141° 35.77′ の点 ウ 緯度38° 50.02′、経度141° 36.31′ の点 エ 緯度38° 49.71′、経度141° 36.19′ の点 | 1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 雑魚移動小型定置 11ヶ統以内 3 雑魚小型定置1ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第208号 | 第2種共同漁業 | 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 階上地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.71′、経度141° 36.19′ の点 イ 緯度38° 50.02′、経度141° 36.31′ の点 ウ 緯度38° 49.33′、経度141° 36.91′ の点 エ 緯度38° 48.63′、経度141° 36.77′ の点 オ 緯度38° 49.51′、経度141° 35.04′ の点 | | 団体漁業権 | 気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--|---------------------|---|--|----------------|---|----------|----------------------------|
| 共第209号 | 第2種共同漁業 | 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 本吉町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.51′、経度141° 35.04′ の点 イ 緯度38° 48.67′、経度141° 36.69′ の点 ウ 緯度38° 48.47′、経度141° 36.79′ の点 エ 緯度38° 47.01′、経度141° 33.01′ の点 オ 緯度38° 47.67′、経度141° 31.91′ の点 | 1 雑魚小型定置4ヶ統以内 2 雑魚移動小型定置8ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 気仙沼市本吉町 沖の田 後田 土樋下 葛蒲沢 道貫 石川原 寺沢 直伝 長畑 野々下 洞沢 長根 大谷 寺谷 窪 三島 滝根 九多丸 木戸 日門 山谷 田の沢 天ヶ沢 猿内 大森 前浜 谷地 府中 大朴木 高 赤牛 小金沢 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第210号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 気仙沼市 本吉町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.67′、経度141° 31.91′ の点 イ 緯度38° 47.01′、経度141° 33.01′ の点 ウ 緯度38° 45.30′、経度141° 32.97′ の点 エ 緯度38° 44.90′、経度141° 31.82′ の点 | 1 小泉川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置5ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 気仙沼市本吉町 幸土 大沢 津谷長根、風越 登米沢 道外 北明戸 中島 卯名沢 泉 下宿 平貝 菅の沢 小浜 二十一浜 長窪 柳沢 今朝磯 歌生 蔵内 蔵野 外尾 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第211号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚小型定置 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 本吉郡 南三陸町 歌津地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.90′、経度141° 31.82′ の点 イ 緯度38° 45.36′、経度141° 33.14′ の点 ウ 緯度38° 45.43′、経度141° 34.43′ の点 エ 緯度38° 44.57′、経度141° 35.38′ の点 オ 緯度38° 42.62′、経度141° 35.46′ の点 カ 緯度38° 40.88′、経度141° 35.18′ の点 キ 緯度38° 40.56′、経度141° 33.74′ の点 ク 緯度38° 40.88′、経度141° 30.65′ の点 ケ 緯度38° 41.46′、経度141° 30.29′ の点 | 1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 雑魚小型定置20ヶ統以内 3 標準は同 | 団体漁業権 | 本吉郡 南三陸町歌津 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--|----------------------|---|--|----------------|------------------|----------|----------------------------|
| 共第212号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 本吉郡 南三陸町 志津川地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.46′、経度141° 30.29′ の点 イ 緯度38° 40.88′、経度141° 30.65′ の点 ウ 緯度38° 40.50′、経度141° 31.12′ の点 エ 緯度38° 39.75′、経度141° 30.81′ の点 オ 緯度38° 39.70′、経度141° 27.73′ の点 カ 緯度38° 40.19′、経度141° 27.17′ の点 キ 緯度38° 40.21′、経度141° 27.68′ の点 | 1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 雑魚小型定置7ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置3ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 本吉郡 南三陸町志津川 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第213号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 本吉郡 南三陸町 志津川地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16′、経度141° 26.68′ の点 イ 緯度38° 39.24′、経度141° 27.29′ の点 ウ 緯度38° 40.29′、経度141° 27.05′ の点 エ 緯度38° 40.10′、経度141° 26.74′ の点 | 1 水尻川及び八幡川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置7ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 本吉郡 南三陸町志津川 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第214号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 本吉郡 南三陸町 戸倉地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16′、経度141° 26.68′ の点 イ 緯度38° 39.24′、経度141° 27.29′ の点 ウ 緯度38° 39.23′、経度141° 29.32′ の点 エ 緯度38° 38.37′、経度141° 31.93′ の点 オ 緯度38° 37.77′、経度141° 32.04′ の点 カ 緯度38° 37.83′、経度141° 31.69′ の点 | 1 水戸辺川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置13ヶ統以内 3 枯木崎前にするものは1月1日から9月30日まで、それ以外にするものは4月1日から12月31日までとする。 4 標識は同 | 団体漁業権 | 本吉郡 南三陸町戸倉 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第215号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 (旧北上町に限る)地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 35.04′、経度141° 28.34′ の点 イ 緯度38° 34.60′、経度141° 28.46′ の点 ウ 緯度38° 34.78′、経度141° 29.29′ の点 エ 緯度38° 35.94′、経度141° 30.73′ の点 オ 緯度38° 36.57′、経度141° 31.72′ の点 カ 緯度38° 36.72′、経度141° 31.57′ の点 キ 緯度38° 36.71′、経度141° 31.48′ の点 | 1 雑魚小型定置20ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市北上町 十三浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第216号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市北上町 十三浜地先 | 次の点ア、イ、ウを結んだ線及びエ、オを結んだ線並びに両線最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.53′、経度141° 27.53′ の点 イ 緯度38° 33.93′、経度141° 28.64′ の点 ウ 緯度38° 33.51′、経度141° 28.83′ の点 エ 緯度38° 33.72′、経度141° 27.61′ の点 オ 緯度38° 33.95′、経度141° 27.68′ の点 | 1 追波川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置を建込んではならない。 2 雑魚小型定置(1月1日から12月31日まで)3ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで)1ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市 (旧河北町に限る) | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--|------------------------------------|---|---|----------------|--|----------|----------------------------|
| 共第217号 | 第2種共同漁業 | いわし、さば小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 雄勝町名振、 船越地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.51′、経度141° 28.83′ の点 イ 緯度38° 33.60′、経度141° 29.64′ の点 ウ 緯度38° 33.56′、経度141° 29.73′ の点 エ 緯度38° 33.28′、経度141° 29.56′ の点 オ 緯度38° 32.46′、経度141° 29.51′ の点 カ 緯度38° 32.40′、経度141° 30.32′ の点 キ 緯度38° 33.79′、経度141° 30.95′ の点 ク 緯度38° 33.81′、経度141° 31.09′ の点 ケ 緯度38° 32.72′、経度141° 30.98′ の点 コ 緯度38° 33.09′、経度141° 31.96′ の点 サ 緯度38° 32.93′、経度141° 31.92′ の点 | 1 いわし、さば小型定置 5ヶ統以内 2 移動小型定置27ヶ統以内 3 雑魚小型定置2ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市雄勝町 名振 船越 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第218号 | 第2種共同漁業 | いわし、さば小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市雄勝町 大須、熊沢、 羽坂、桑浜 地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 32.46′、経度141° 32.07′ の点 イ 緯度38° 31.42′、経度141° 33.16′ の点 ウ 緯度38° 30.83′、経度141° 32.64′ の点 エ 緯度38° 30.07′、経度141° 32.85′ の点 オ 緯度38° 29.77′、経度141° 32.39′ の点 カ 緯度38° 29.09′、経度141° 32.10′ の点 キ 緯度38° 29.60′、経度141° 30.88′ の点 ク 緯度38° 29.64′、経度141° 30.92′ の点 | 1 いわし、さば小型定置 7ヶ統以内 2 移動小型定置26ヶ統以内 3 雑魚小型定置4ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市雄勝町 大須 熊沢 羽坂 桑浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第219号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市雄勝町 立浜、大浜 地先 | 次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.19′、経度141° 30.75′ の点 イ 緯度38° 30.48′、経度141° 30.19′ の点 ウ 緯度38° 30.52′、経度141° 29.64′ の点 | 1 いわし小型定置4ヶ統以内 2 雑魚小型定置 (1月1日から12月31日) 4ヶ統以内 3 同(4月1日から12月31日) 7ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市雄勝町 立浜 大浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第220号 | 第2種共同漁業 | 移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市雄勝町 小島、明神、 雄勝、船戸、 唐桑地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.67′、経度141° 29.65′ の点 イ 緯度38° 30.84′、経度141° 29.04′ の点 ウ 緯度38° 30.59′、経度141° 29.20′ の点 エ 緯度38° 30.04′、経度141° 29.77′ の点 オ 緯度38° 30.05′、経度141° 29.91′ の点 カ 緯度38° 29.87′、経度141° 29.78′ の点 | 1 移動小型定置5ヶ統以内 2 雑魚小型定置6ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市雄勝町 小島 明神 雄勝 船戸 唐桑 水浜 分浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第221号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 牡鹿郡女川町 出島地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.33′、経度141° 31.83′ の点 イ 緯度38° 26.20′、経度141° 31.63′ の点 ウ 緯度38° 26.23′、経度141° 31.22′ の点 エ 緯度38° 26.55′、経度141° 31.06′ の点 オ 緯度38° 27.03′、経度141° 30.94′ の点 カ 緯度38° 27.51′、経度141° 30.73′ の点 キ 緯度38° 27.90′、経度141° 30.44′ の点 ク 緯度38° 28.28′、経度141° 30.98′ の点 ケ 緯度38° 27.86′、経度141° 31.58′ の点 コ 緯度38° 27.81′、経度141° 31.43′ の点 サ 緯度38° 27.78′、経度141° 31.36′ の点 | 1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置6ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 出島 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--|---|---|---|----------------|---|----------|----------------------------|
| 共第222号 | 第2種共同漁業 | 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで | 牡鹿郡女川町 出島地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.78′、経度141° 31.36′ の点 イ 緯度38° 27.81′、経度141° 31.43′ の点 ウ 緯度38° 27.86′、経度141° 31.58′ の点 エ 緯度38° 27.26′、経度141° 31.99′ の点 オ 緯度38° 26.62′、経度141° 32.48′ の点 カ 緯度38° 26.35′、経度141° 31.86′ の点 | 1 移動小型定置5ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 出島 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第223号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで | 牡鹿郡女川町 指浜、御前浜、 尾浦、竹ノ浦、 桐ヶ崎地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80′、経度141° 29.75′ の点 イ 緯度38° 28.74′、経度141° 30.02′ の点 ウ 緯度38° 27.94′、経度141° 29.44′ の点 エ 緯度38° 27.68′、経度141° 30.14′ の点 オ 緯度38° 27.22′、経度141° 30.73′ の点 カ 緯度38° 27.03′、経度141° 30.84′ の点 キ 緯度38° 26.61′、経度141° 30.81′ の点 ク 緯度38° 26.19′、経度141° 30.72′ の点 ケ 緯度38° 25.87′、経度141° 28.43′ の点 コ 緯度38° 26.25′、経度141° 27.95′ の点 サ 緯度38° 26.33′、経度141° 28.04′ の点 | 1 いわし小型定置2ヶ統以内 2 移動小型定置(1月1日から12月31日まで)41ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで)9ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 指ヶ浜 御前浜 尾浦 竹ノ浦 桐ヶ崎 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第224号 | 第2種共同漁業 | 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 牡鹿郡女川町 石浜、宮ヶ崎、 女川、鷺神、 小乗浜地先 | 次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し、水深27メートル以深の区域並びに小乗浜金華山第一鳥居と宮ヶ崎防波堤を結んだ線から湾内以西の区域を除く。 ア 緯度38° 26.04′、経度141° 27.71′ の点 イ 緯度38° 26.33′、経度141° 28.04′ の点 | 1 移動小型定置1ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 石浜 宮ヶ崎 女川 鷺神 小乗浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第225号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 牡鹿郡女川町 高白浜、横浦、 大石原、野々 浜、飯子浜、 塚浜、小屋取 地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04′、経度141° 27.71′ の点 イ 緯度38° 26.24′、経度141° 27.94′ の点 ウ 緯度38° 24.87′、経度141° 29.18′ の点 エ 緯度38° 25.07′、経度141° 30.40′ の点 オ 緯度38° 24.28′、経度141° 30.84′ の点 カ 緯度38° 24.12′、経度141° 30.55′ の点 キ 緯度38° 24.32′、経度141° 30.39′ の点 ク 緯度38° 24.36′、経度141° 30.06′ の点 | 1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 移動小型定置20ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 高白浜 横浦 大石原 野々浜 飯子浜 塚浜 小屋取 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第226号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市寄磯、 前網地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.64′、経度141° 29.00′ の点 イ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.04′ の点 ウ 緯度38° 22.81′、経度141° 30.58′ の点 エ 緯度38° 22.47′、経度141° 32.15′ の点 オ 緯度38° 24.09′、経度141° 32.84′ の点 カ 緯度38° 24.22′、経度141° 32.38′ の点 キ 緯度38° 24.28′、経度141° 30.84′ の点 ク 緯度38° 24.12′、経度141° 30.55′ の点 ケ 緯度38° 23.99′、経度141° 30.64′ の点 コ 緯度38° 23.96′、経度141° 30.64′ の点 | 1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置8ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市 寄磯浜 前網浜 鮫浦 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--|-------------------|---|---|----------------|--------------------|----------|----------------------------|
| 共第227号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 谷川地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.18′、経度141° 30.86′ の点 イ 緯度38° 22.30′、経度141° 31.05′ の点 ウ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.04′ の点 エ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.00′ の点 | 1 いわし小型定置7ヶ統以内 2 移動小型定置3ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市谷川浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第228号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 泊浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.39′、経度141° 32.09′ の点 イ 緯度38° 21.56′、経度141° 32.21′ の点 ウ 緯度38° 22.30′、経度141° 31.05′ の点 エ 緯度38° 22.18′、経度141° 30.86′ の点 | 1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置12ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市泊浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第229号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 新山浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.35′、経度141° 32.43′ の点 イ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.74′ の点 ウ 緯度38° 19.15′、経度141° 32.68′ の点 エ 緯度38° 20.38′、経度141° 32.09′ の点 | 1 いわし小型定置6ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市新山浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第230号 | 第2種共同漁業 | 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 金華山地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.14′、経度141° 34.57′ の点 イ 緯度38° 15.94′、経度141° 33.93′ の点 ウ 緯度38° 17.87′、経度141° 32.55′ の点 エ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.74′ の点 オ 緯度38° 18.87′、経度141° 34.11′ の点 カ 緯度38° 18.11′、経度141° 35.51′ の点 キ 緯度38° 16.64′、経度141° 35.16′ の点 | 1 移動小型定置2ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市(旧牡鹿町に限る) | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第231号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市鮎川浜、 十八成浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.47′、経度141° 29.21′ の点 イ 緯度38° 18.33′、経度141° 29.01′ の点 ウ 緯度38° 18.20′、経度141° 28.57′ の点 エ 緯度38° 18.00′、経度141° 28.06′ の点 オ 緯度38° 17.24′、経度141° 29.38′ の点 カ 緯度38° 15.93′、経度141° 31.06′ の点 キ 緯度38° 16.24′、経度141° 31.86′ の点 ク 緯度38° 17.65′、経度141° 32.09′ の点 ケ 緯度38° 17.91′、経度141° 32.46′ の点 コ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.74′ の点 サ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.43′ の点 | 1 雑魚小型定置8ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市 鮎川浜 十八成浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第232号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 底建網漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 長渡浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.61′、経度141° 28.41′ の点 イ 緯度38° 15.39′、経度141° 28.11′ の点 ウ 緯度38° 14.86′、経度141° 28.49′ の点 エ 緯度38° 14.24′、経度141° 30.01′ の点 オ 緯度38° 14.74′、経度141° 30.55′ の点 カ 緯度38° 16.59′、経度141° 29.24′ の点 キ 緯度38° 16.33′、経度141° 28.99′ の点 | 1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 底建網1ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市長渡浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|--|-------------------------|---|---|----------------|--|----------|----------------------------|
| 共第233号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 網地浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.33′、経度141° 28.99′ の点 イ 緯度38° 16.59′、経度141° 29.24′ の点 ウ 緯度38° 17.32′、経度141° 28.33′ の点 エ 緯度38° 17.14′、経度141° 27.56′ の点 オ 緯度38° 16.49′、経度141° 26.90′ の点 カ 緯度38° 15.39′、経度141° 28.11′ の点 キ 緯度38° 15.61′、経度141° 28.41′ の点 | 1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市網地浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第234号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 田代浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.50′、経度141° 26.56′ の点 イ 緯度38° 19.06′、経度141° 25.12′ の点 ウ 緯度38° 19.31′、経度141° 24.21′ の点 エ 緯度38° 18.40′、経度141° 23.51′ の点 オ 緯度38° 17.23′、経度141° 23.50′ の点 カ 緯度38° 16.82′、経度141° 23.56′ の点 キ 緯度38° 16.45′、経度141° 23.74′ の点 ク 緯度38° 16.47′、経度141° 24.25′ の点 ケ 緯度38° 16.62′、経度141° 25.78′ の点 コ 緯度38° 16.42′、経度141° 26.22′ の点 サ 緯度38° 16.90′、経度141° 26.74′ の点 | 1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 雑魚小型定置5ヶ統以内 3 移動小型定置5ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市田代浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第235号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 小網倉、清水田、大原、給分浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.43′、経度141° 27.00′ の点 イ 緯度38° 20.14′、経度141° 26.85′ の点 ウ 緯度38° 19.80′、経度141° 27.27′ の点 エ 緯度38° 19.03′、経度141° 26.07′ の点 オ 緯度38° 18.00′、経度141° 28.06′ の点 カ 緯度38° 18.20′、経度141° 28.57′ の点 キ 緯度38° 18.33′、経度141° 29.01′ の点 ク 緯度38° 18.47′、経度141° 29.21′ の点 | 1 いわし小型定置6ヶ統以内 2 雑魚小型定置9ヶ統以内 3 移動小型定置(1月1日から12月31日まで)10ヶ統以内 4 移動小型定置(4月1日から9月30日まで)2ヶ統以内 5 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市 小網倉浜 清水田浜 大原浜 給分浜 小淵浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第236号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 牧浜、狐崎、鹿立、福貴浦地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.27′、経度141° 27.03′ の点 イ 緯度38° 22.37′、経度141° 27.02′ の点 ウ 緯度38° 21.89′、経度141° 25.19′ の点 エ 緯度38° 21.20′、経度141° 24.32′ の点 オ 緯度38° 20.90′、経度141° 24.54′ の点 カ 緯度38° 20.34′、経度141° 23.99′ の点 キ 緯度38° 20.20′、経度141° 24.04′ の点 ク 緯度38° 20.52′、経度141° 24.93′ の点 ケ 緯度38° 20.28′、経度141° 25.58′ の点 コ 緯度38° 20.14′、経度141° 26.85′ の点 サ 緯度38° 20.43′、経度141° 27.00′ の点 | 1 いわし小型定置8ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市 牧浜 竹浜 狐崎浜 鹿立 福貴浦 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--|---|--|---|----------------|---|----------|----------------------------|
| 共第237号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 萩浜、侍浜、月浦、 桃浦、蛤浜、 折浜地先 小竹浜、 佐須浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを 順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.13′、東経141° 22.08′ の点 イ 北緯38° 24.17′、東経141° 21.93′ の点 ウ 北緯38° 24.13′、東経141° 21.45′ の点 エ 北緯38° 23.31′、東経141° 21.58′ の点 オ 北緯38° 23.07′、東経141° 21.70′ の点 カ 北緯38° 22.51′、東経141° 21.91′ の点 キ 北緯38° 22.38′、東経141° 22.40′ の点 ク 北緯38° 22.71′、東経141° 23.03′ の点 ケ 北緯38° 21.60′、東経141° 23.65′ の点 コ 北緯38° 21.89′、東経141° 25.19′ の点 サ 北緯38° 22.37′、東経141° 27.02′ の点 シ 北緯38° 22.27′、東経141° 27.03′ の点 | 1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 雑魚小型定置 10ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 萩浜 小竹浜 佐須浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第238号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 かに刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 石巻市 渡波長浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.60′、経度141° 21.83′ の点 イ 緯度38° 24.19′、経度141° 21.80′ の点 ウ 緯度38° 24.16′、経度141° 21.05′ の点 エ 緯度38° 24.28′、経度141° 21.03′ の点 オ 緯度38° 24.54′、経度141° 20.88′ の点 カ 緯度38° 24.86′、経度141° 20.70′ の点 | 1 雑魚小型定置2ヶ統以内 2 移動小型定置6ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市 渡波 (佐須浜を除く) | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第239号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで | 石巻市 渡波祝田地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれ た区域 ア 緯度38° 25.25′、経度141° 23.49′ の点 イ 緯度38° 25.35′、経度141° 23.42′ の点 ウ 緯度38° 25.37′、経度141° 23.49′ の点 エ 緯度38° 25.27′、経度141° 23.55′ の点 | 1 雑魚小型定置1ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市 渡波 (佐須浜を除く) | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第240号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 | 1月1日から8月31日まで | 石巻市 流留地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれ た区域 ア 緯度38° 25.46′、経度141° 23.05′ の点 イ 緯度38° 25.56′、経度141° 22.98′ の点 ウ 緯度38° 25.58′、経度141° 23.04′ の点 エ 緯度38° 25.49′、経度141° 23.12′ の点 | 1 雑魚小型定置1ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 石巻市流留 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第241号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで | 牡鹿郡女川町 万石浦地先 | 次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01′、経度141° 24.57′ の点 イ 緯度38° 25.23′、経度141° 23.79′ の点 ウ 緯度38° 26.20′、経度141° 24.01′ の点 | 1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 牡鹿郡女川町 浦宿 大沢 針浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第242号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 東松島市 (旧矢本町に 限る)地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.34′、経度141° 14.88′ の点 イ 緯度38° 23.63′、経度141° 15.22′ の点 ウ 緯度38° 23.30′、経度141° 14.83′ の点 エ 緯度38° 23.24′、経度141° 14.88′ の点 オ 緯度38° 21.61′、経度141° 13.75′ の点 カ 緯度38° 23.50′、経度141° 12.42′ の点 | 1 雑魚小型定置9ヶ統以内 2 航路近くの定置は身網両端及 び垣網端に夜間識別可能な標 識を設置しなければならない。 3 標識は同 | 団体漁業権 | 東松島市(旧矢 本町に限る) | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|---|-----------------|---|---|----------------|------------------|----------|----------------------------|
| 共第243号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで | 東松島市 浜市、牛網地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′、経度141° 10.37′ の点 イ 緯度38° 21.79′、経度141° 10.57′ の点 ウ 緯度38° 22.00′、経度141° 11.02′ の点 エ 緯度38° 20.50′、経度141° 12.66′ の点 オ 緯度38° 21.35′、経度141° 13.45′ の点 カ 緯度38° 23.39′、経度141° 12.14′ の点 | 1 鳴瀬川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置(1月1日から12月31日まで)6ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで)1ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 東松島市 浜市 牛網 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第244号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業 | 3月1日から11月15日まで 3月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで | 東松島市 野蒜地先 | 次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′、経度141° 10.37′ の点 イ 緯度38° 21.99′、経度141° 10.52′ の点 ウ 緯度38° 21.44′、経度141° 9.46′ の点 | 1 雑魚小型定置(3月1日から11月15日まで)1ヶ統以内 2 同(3月1日から12月31日まで)1ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 東松島市 野蒜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第245号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業 | 10月1日から翌年6月30日まで 11月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 東松島市 野蒜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43′、経度141° 9.38′ の点 イ 緯度38° 21.42′、経度141° 8.98′ の点 ウ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 エ 緯度38° 21.53′、経度141° 7.44′ の点 オ 緯度38° 22.80′、経度141° 7.57′ の点 | 1 雑魚小型定置4ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 東松島市 野蒜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第246号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 しらうお刺網漁業 かいらい刺網漁業 はぜ刺網漁業 磯刺網漁業 かに刺網漁業 雑魚せん漁業 | 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 3月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 東松島市 宮戸地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43′、経度141° 9.38′ の点 イ 緯度38° 21.42′、経度141° 8.98′ の点 ウ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 エ 緯度38° 21.07′、経度141° 7.93′ の点 オ 緯度38° 20.58′、経度141° 7.99′ の点 カ 緯度38° 20.32′、経度141° 7.87′ の点 キ 緯度38° 19.99′、経度141° 7.96′ の点 ク 緯度38° 19.52′、経度141° 8.11′ の点 ケ 緯度38° 19.05′、経度141° 8.11′ の点 コ 緯度38° 18.60′、経度141° 9.75′ の点 サ 緯度38° 18.57′、経度141° 11.17′ の点 シ 緯度38° 20.50′、経度141° 12.66′ の点 ス 緯度38° 22.00′、経度141° 11.02′ の点 セ 緯度38° 21.79′、経度141° 10.57′ の点 ソ 緯度38° 21.99′、経度141° 10.52′ の点 タ 緯度38° 21.44′、経度141° 9.46′ の点 | 1 雑魚小型定置(1月1日から12月31日まで)16ヶ統以内 2 同(4月1日から9月30日まで)25ヶ統以内 3 移動小型定置1ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 東松島市 宮戸 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第247号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 かいらい刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業 | 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 宮城郡 松島町地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し、松島町海岸福浦橋東側基部、福浦島福浦橋東側基部、福浦島東南端、千貫島中央、毘沙門島南端、恵比須島中央、恵比須志摩中央から雁金島中央見通し線と対岸海岸線との交点を順次に結んだ線以内の区域を除く。 ア 緯度38° 21.03′、経度141° 3.56′ の点 イ 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 ウ 緯度38° 21.68′、経度141° 7.46′ の点 エ 緯度38° 22.80′、経度141° 7.57′ の点 | 1 雑魚小型定置7ヶ統 2 標識は同 | 団体漁業権 | 宮城郡松島町 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--|--|-------------------------------|--|--------------------------|----------------|------------------------------|----------|----------------------------|
| 共第248号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 かれい刺網漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 | 3月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 9月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 塩竈市 浦戸地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 イ 緯度38° 21.68′、経度141° 7.46′ の点 ウ 緯度38° 21.53′、経度141° 7.44′ の点 エ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 オ 緯度38° 21.07′、経度141° 7.93′ の点 カ 緯度38° 20.58′、経度141° 7.99′ の点 キ 緯度38° 20.32′、経度141° 7.87′ の点 ク 緯度38° 19.99′、経度141° 7.96′ の点 ケ 緯度38° 19.52′、経度141° 8.11′ の点 コ 緯度38° 19.05′、経度141° 8.11′ の点 サ 緯度38° 18.94′、経度141° 7.25′ の点 シ 緯度38° 19.20′、経度141° 6.08′ の点 ス 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 | 1 雑魚小型定置15ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 塩竈市 浦戸 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第249号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業 かれい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 塩竈市、 宮城郡利府町 浜田、 須賀地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.03′、経度141° 3.56′ の点 イ 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 ウ 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 エ 緯度38° 20.28′、経度141° 4.06′ の点 オ 緯度38° 20.08′、経度141° 3.88′ の点 カ 緯度38° 19.96′、経度141° 4.11′ の点 キ 緯度38° 19.69′、経度141° 3.72′ の点 ク 緯度38° 19.44′、経度141° 3.51′ の点 ケ 緯度38° 19.37′、経度141° 3.26′ の点 コ 緯度38° 19.35′、経度141° 3.12′ の点 サ 緯度38° 19.50′、経度141° 2.90′ の点 シ 緯度38° 19.78′、経度141° 3.20′ の点 ス 緯度38° 19.84′、経度141° 3.22′ の点 セ 緯度38° 19.93′、経度141° 3.10′ の点 | 1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 塩竈市 宮城郡利府町 多賀城市 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第250号 | 第2種共同漁業 | しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業 | 10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.36′、経度141° 4.26′ の点 イ 緯度38° 19.47′、経度141° 3.92′ の点 ウ 緯度38° 19.44′、経度141° 3.51′ の点 エ 緯度38° 19.69′、経度141° 3.72′ の点 オ 緯度38° 19.96′、経度141° 4.11′ の点 カ 緯度38° 20.08′、経度141° 3.88′ の点 キ 緯度38° 20.28′、経度141° 4.06′ の点 ク 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 ケ 緯度38° 19.52′、経度141° 4.73′ の点 | 1 標識は同 | 団体漁業権 | 宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第251号 | 第2種共同漁業 | しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業 | 10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 宮城郡七ヶ浜町 東宮浜、 要害地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.30′、経度141° 3.93′ の点 イ 緯度38° 19.20′、経度141° 3.22′ の点 ウ 緯度38° 19.12′、経度141° 3.08′ の点 エ 緯度38° 18.87′、経度141° 2.91′ の点 オ 緯度38° 18.81′、経度141° 2.92′ の点 | 1 標識は同 | 団体漁業権 | 宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|---|---|---|---|--|----------------|--|----------|----------------------------|
| 共第252号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 かに刺網漁業 | 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月10日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで | 宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜、 吉田浜、 花洲浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.84′、経度141° 4.77′ の点 イ 緯度38° 19.09′、経度141° 5.23′ の点 ウ 緯度38° 18.59′、経度141° 6.13′ の点 エ 緯度38° 18.63′、経度141° 6.66′ の点 オ 緯度38° 18.05′、経度141° 7.61′ の点 カ 緯度38° 17.45′、経度141° 7.63′ の点 キ 緯度38° 15.93′、経度141° 5.39′ の点 ク 緯度38° 17.54′、経度141° 4.10′ の点 | 1 雑魚小型定置9ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜 吉田浜 花洲浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第253号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業 | 5月1日から8月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで | 仙台市、 宮城県七ヶ浜町 湊浜、 松ヶ浜、 菖蒲田浜地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.54′、経度141° 4.10′ の点 イ 緯度38° 15.16′、経度141° 6.00′ の点 ウ 緯度38° 16.01′、経度141° 4.91′ の点 エ 緯度38° 16.05′、経度141° 4.07′ の点 オ 緯度38° 16.55′、経度141° 3.70′ の点 カ 緯度38° 16.34′、経度141° 3.24′ の点 キ 緯度38° 16.18′、経度141° 3.34′ の点 ク 緯度38° 16.19′、経度141° 2.66′ の点 ケ 緯度38° 16.25′、経度141° 2.66′ の点 コ 緯度38° 16.38′、経度141° 2.92′ の点 サ 緯度38° 16.71′、経度141° 2.80′ の点 | 1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 雑魚小型定置7ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 宮城県七ヶ浜町 吉田浜 花洲浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜 仙台市 名取市関上 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第254号 | 第2種共同漁業 | いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業 | 5月1日から8月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで | 仙台市、 宮城県七ヶ浜町 湊浜、 松ヶ浜、 菖蒲田浜地先 名取市関上 地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 14.90′、経度141° 0.60′ の点 イ 緯度38° 14.83′、経度141° 1.32′ の点 ウ 緯度38° 14.78′、経度141° 1.99′ の点 エ 緯度38° 15.04′、経度141° 2.16′ の点 オ 緯度38° 15.02′、経度141° 2.62′ の点 カ 緯度38° 15.30′、経度141° 2.83′ の点 キ 緯度38° 15.68′、経度141° 3.16′ の点 ク 緯度38° 13.30′、経度141° 5.42′ の点 ケ 緯度38° 9.54′、経度141° 3.02′ の点 コ 緯度38° 9.76′、経度140° 57.33′ の点 | 1 名取川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 いわし小型定置5ヶ統以内 3 雑魚小型定置5ヶ統以内 4 標識は同 | 団体漁業権 | 宮城県七ヶ浜町 吉田浜 花洲浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜 仙台市 名取市関上 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第255号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業 | 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで | 亶理郡亶理町 荒浜、 岩沼市玉浦、 名取市 下増田地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点 イ 緯度38° 2.61′、経度141° 1.09′ の点 ウ 緯度38° 9.54′、経度141° 3.02′ の点 エ 緯度38° 9.76′、経度140° 57.33′ の点 | 1 名取川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置15ヶ統以内 3 標識は同 | 団体漁業権 | 名取市 関上 下増田 亶理郡亶理町 荒浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第256号 | 第2種共同漁業 | 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業 | 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで | 亶理郡山元町 坂元、山下、 亶理郡亶理町 吉田地先 | 次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 53.79′、経度140° 55.84′ の点 イ 緯度37° 53.79′、経度140° 58.59′ の点 ウ 緯度38° 2.61′、経度141° 1.09′ の点 エ 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点 | 1 雑魚小型定置14ヶ統以内 2 標識は同 | 団体漁業権 | 亶理郡山元町 坂元 山下 亶理郡亶理町 吉田 荒浜 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |

| 漁場計画番号 | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による) | 条件 | 個別漁業権又は 団体漁業権の別 | 関係地区 | 新規又は 継続の別 | 存続期間 |
|--------|---------|--------|----------------|----------------|--|----|--------------------|--------------|--------------|----------------------------|
| 共第301号 | 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 名取市 関上地先 | 緯度38° 6.71'、経度140° 59.55' の点を中心とする半径500メートルの点の円周で囲まれた区域 | | 団体漁業権 | 名取市関上 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |
| 共第302号 | 第3種共同漁業 | つきいそ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 亙理郡山元町 坂元地先 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度37° 53.79'、経度140° 56.54' の点 イ 緯度37° 53.79'、経度140° 57.56' の点 ウ 緯度37° 54.48'、経度140° 57.57' の点 エ 緯度37° 54.39'、経度140° 56.56' の点 | | 団体漁業権 | 亙理郡山元町 坂元 | 継続 | 令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで |